

第573回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年1月14日（水）

午前10時から

場所 茨城県土浦合同庁舎 第一分庁舎

第3会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

（1）知事許可漁業の許可の基準について【協議】

（2）委員会指示違反に対する処分方針について【協議】

（3）漁業権に係る資源管理状況等について【報告】

（4）主要魚種の資源状況について【報告】

（5）ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について【報告】

（6）ワカサギ採捕禁止期間中における張網操業試験に係る特別採捕許可について【報告】

（7）その他

7 閉 会

令和 8 年 1 月 14 日
霞ヶ浦北浦水産事務所

知事許可漁業の許可の基準の見直しについて

1 概要

- ・許可の基準は、県が公示した許可をすべき船舶等の数を、申請数が上回った場合に許可等をする者を定める基準となるもの。
- ・現行の基準は、旧漁業法に基づく基準を踏襲して定めたが、改正漁業法に基づく新たな制度での運用が始まってから一定期間経過したことから、茨城海区における同種基準の改正状況及び霞ヶ浦北浦海区の現状を踏まえた見直しを行う。

2 見直しの内容

- ・漁業種類ごとに定めていた基準を一本化する。
- ・現在許可を受有し、操業実績を有する者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合を考慮）に優先的に許可される点は従来どおりであるが、許可を受けた者の従業者（子弟や乗り子）が独立しようとした場合にも優先的に許可する規定を設ける。
- ・当該漁業の許可を有さない者については、既に漁業で生計を立てている者を優先的に許可することとし、霞ヶ浦北浦において漁業を営む日数が 1 年に 90 日以上の者、同 90 日未満の者、それ以外の者に区分する。

3 見直しに伴う手続について

- ・当該基準を定める際は、漁業法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 5 項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第 11 条第 5 項並びに同規則同条第 7 項の規定により、漁業調整委員会の意見を聴いた上で定める必要がある。
- ・また、行政手続法第 2 条第 8 号ロに規定する審査基準に該当することから、同法第 39 条に規定によりパブリックコメントを行って定め、同法第 5 条第 3 項の規定により公にしておく必要がある。

4 今後のスケジュール

令和 8 年 1 月 14 日	漁業調整委員会（協議）（今回）
令和 8 年 2 月 上旬～	パブリックコメント（30 日間）
令和 8 年 4 月	漁業調整委員会（許可の基準に係る諮問、許可等に関する取扱方針の改正に係る協議）
令和 8 年 5 月中旬	漁業調整委員会（有効期間中の許可に係る諮問）

茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準（案）

（趣旨）

第1条

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第42条第5項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第5項並びに規則第11条第7項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

（許可の基準）

第2条 漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等又は漁業者の数が、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び規則第11条第1項の規定により公示した許可等をすべき船舶等又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

（1）次のいずれにも該当する者が申請した場合

- ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合（船舶ごとに許可する漁業にあたっては、許可を受けた船舶と同一の船舶又はその代船により申請した場合）
- イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない）

（2）許可を受けた者の従事者が、新たに自己の名において申請した場合

- （3）1年に90日以上茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合
- （4）茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合
- （5）第1号から第4号のいずれにも該当しない場合

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

付則

この基準は、令和8年 月 日から施行する。

許可の基準（現行）

第1 小型機船底びき網漁業のうち手縄第1種漁業（いさぎ・ごろひき網漁業）、その他機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

第2 さし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）、しらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）、建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）、つけ漁業

1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示違反に対する処方針（案）

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第120条の規定により行った指示（以下「委員会指示」という）の違反に対する委員会の処分等は、この方針によるものとする。ただし、委員会指示において、違反についての措置が規定されているものを除く。

（処分等の種類）

第1 違反者に対する処分等の種類は、次のとおりとする。

（1）注意

口頭による注意を行うことをいう。

（2）警告

文書による警告を行うことをいう。

（3）知事への裏付命令の申請

法第120条第8項の規定により、茨城県知事に対して委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請を行うことをいう。

（4）承認取り消し

違反者が委員会指示により漁業等の承認を受けている場合、その承認を取り消すことをいう。

（違反の程度及び違反回数毎の処分等）

第2 委員会指示の種類及び違反の内容毎の違反の程度は、別表1に掲げるものとする。

2 委員会は、次表に掲げる違反の程度及び違反回数に応じて、同表に掲げる処分等を行うことができる。

違反の程度	初回	2回目	3回目以降
軽微な違反 ※1 (承認証の不携帯等)	注意	警告	警告
中度の違反 (承認番号の不表示)	警告	警告	警告 又は知事への裏付命令の申請、承認取り消し
重大な違反 (未承認、制限内容の違反等)	警告 又は知事への裏付命令の申請、承認取り消し	知事への裏付命令の申請、承認取り消し	—

※1 実績報告未提出の場合は、注意等によらず、新規の承認をしない。

3 承認を取り消された者においては、その後3年間は新たな承認は行わないものとする。また、知事への裏付命令の申請に係る者も同様とする。

(承認取り消しをしようとする場合の手続き)

第3 委員会が、前第2項の表に掲げる承認取り消しをしようとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、当該承認取り消しの名あて人となるべき者について、意見陳述を行うこととする。

2 前項の意見陳述は、聴聞により行い、その手続きは、行政手続法及び茨城県聴聞規則（平成6年茨城県規則第82号）の規定の例による。

(違反回数の計算)

第4 第2第2項の表に掲げる違反回数の計算は、同一違反者における違反の程度毎の違反回数を通算する。

2 同一違反者でないものであっても、経営の実態が同等と認められるものにあっては、違反回数を通算する。

3 併合違反（違反内容が2つ以上）の場合には、その処分等の内容が最も重い処分等とし、違反回数は1と数える。

付則

この方針は、令和8年 月 日から施行するとともに、施行時において有効な委員会指示におけるすべての違反に適用する。

別表1 委員会指示違反の内容と違反の程度

指示の種類	違反項目	違反の程度
落とし網漁業	未承認操業	重大な違反
	操業区域違反	重大な違反
	承認面数違反	重大な違反
	実績報告未提出	軽微な違反
うなぎ筒漁業	未承認操業	重大な違反
	操業区域違反	重大な違反
	禁止区域操業	重大な違反
	設置数違反	重大な違反
	設置違反	重大な違反
	番号不表示	中度の違反
	承認証不携帯	軽微な違反
	実績報告未提出	軽微な違反

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示違反に対する処分の実施要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針（以下「処分方針」という。）に基づき行う処分の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（違反者の特定）

第2 処分方針第1に定める注意を超える処分を行う場合は、原則として司法警察職員による違反事実の確認に基づき委員会に通報があった違反者に対して行うものとする。ただし、処分方針第2に定める軽微な違反及び中度の違反事実に該当する違反者に対してはこの限りではない。

2 前項の通報は原則として当該確認を行った司法警察職員又はその職員が属する機関から委員会へ文書により行うものとする。また、通報においては違反者の住所氏名および違反事実の様態を明らかとすること。

（警告を行おうとする場合の手続き）

第3 第2に該当する違反者に対し、処分方針第1（2）の処分を行う場合は、委員会会長の専決により行うこととする。また、処分を行った場合、会長は委員会に報告するものとする。文書の様式は別に定める。

（知事への裏付命令の申請を行おうとする場合の手続き）

第4 第2に該当する違反者に対し、処分方針第1（3）の処分を行う場合は、違反者の違反事実または警告後の違反事実について委員会にて審議の上、決定するものとする。知事への裏付け命令申請の様式は別に定める。

付則

この要領は、令和8年 月 日から施行するとともに、施行時において有効な霞ヶ浦北浦海区委員会指示におけるすべての違反に適用する。

漁 第 979 号
令和 7 年 12 月 17 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会長 鈴木 幸雄 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 6 年資源管理の状況等の報告について

漁業法第 90 条に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、下記のとおり報告します。

記

漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等	漁業種類	免許番号	資源管理の状況、漁場の活用の状況等	
第 1 種区画漁業（小割式養殖業）	霞北区第 11 号	適切かつ有効	第 2 種共同漁業（張網漁業）	霞北共第 1 号		
	※霞北区第 12 号	適切かつ有効に利用されていない		霞北共第 2 号		
	霞北区第 13 号	適切かつ有効		霞北共第 3 号		
	霞北区第 15 号			霞北共第 4 号		
	霞北区第 16 号			霞北共第 5 号		
	霞北区第 17 号			霞北共第 6 号		
	霞北区第 22 号			霞北共第 7 号		
	霞北区第 25 号			霞北共第 8 号	適切かつ有効	
	霞北区第 26 号			霞北共第 9 号		
	霞北区第 30 号			霞北共第 10 号		
	※霞北区第 41 号	適切かつ有効に利用されていない		霞北共第 11 号		
	※霞北区第 43 号	霞北共第 12 号				
	霞北区第 52 号	霞北共第 13 号				
	霞北区第 63 号	適切かつ有効		霞北共第 14 号		
第 1 種区画漁業（真珠養殖業）	霞北区第 111 号	適切かつ有効		霞北共第 15 号		
	霞北区第 121 号	適切かつ有効		霞北共第 16 号		
	霞北区第 122 号	適切かつ有効		霞北共第 17 号		
	霞北区第 123 号	適切かつ有効		霞北共第 18 号		

※令和 7 年 12 月現在、当該漁場に漁業権の設定はなし。



資料3-2

令和6年資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第1種区画漁業（小割式養殖業・真珠養殖業））

対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日

チェック項目	第1種区画漁業（小割式養殖業）														第1種区画漁業（真珠養殖業）			判断の根拠
	霞北区 第11号	霞北区 第12号	霞北区 第13号	霞北区 第15号	霞北区 第16号	霞北区 第17号	霞北区 第22号	霞北区 第25号	霞北区 第26号	霞北区 第30号	霞北区 第41号	霞北区 第43号	霞北区 第52号	霞北区 第63号	霞北区 第111号	霞北区 第121号	霞北区 第122号	
1 資源管理の状況等の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和6年資源管理の状況等の報告
法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を行っている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 適切の判断基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(1) 漁業関係法令を遵守している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 法第72条に規定する「免許についての適切性」を有している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 渔場競争が起きていない又は漁場競争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 資源管理を適切に実施している	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	
(6) 渔場改善計画に基づく取組が行われている (浜田沿岸権の場合)	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	令和6年資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他の漁業生産活動を妨げていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) 通常の漁業活動や漁業抑制により漁場環境を悪化させる状況を適度に発生させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(10) 渔場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(11) 最大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切に対応がなされている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(12) その他	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	
3 有効の判断基準	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	令和6年資源管理の状況等の報告、行使者ヒアリング
(1) 養殖や養殖が可能な期間を相当程度利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
(2) 真珠養殖が定期的漁場・同程度である、あるいは御賀状態を合理的に説明できる（庄島漁業権の場合）	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
(3) 漁場の全てを利用している	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
(4) 渔場を経営に利用できるよう、生産量等の項目を含む書類等に記載され、自らの承認を許す、計画的に漁業の生産活動を行っている	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
(5) その他	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	
4 評価	問題なし／問題あり	問題なし	問題あり	問題なし	問題あり	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし									
備考	霞北区第12号、第41号、第43号漁場については、漁場の利用実態及び活用見込がなかったことから、R6.9.1以降は漁業権を設定していない。																	

令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

資料 3-3

令和6年資源管理の状況等の報告に対する県の確認結果（第2種共同漁業（張網漁業））

対象期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日

令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁通知「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」より

漁業権に係る「資源管理状況等の報告」について

霞ヶ浦北浦水産事務所

1. 霞ヶ浦北浦における漁業権について

- 霞ヶ浦北浦における漁業権の種類は次のとおり。

漁業種類	漁業の名称	免許期間
第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業	令和5年9月1日～令和15年8月31日(10年)
	小型雑魚張網漁業	
第1種区画漁業	真珠養殖業	令和6年9月1日～令和11年8月31日(5年)
	小割式養殖業	

※詳細は別添参考資料のとおり。

2. 資源管理状況等の報告の義務化について

- 令和2年12月1日の改正漁業法の施行に伴い、漁業権の免許を受けている者(漁業権者)は、知事に対して、漁業権の内容の漁業について、資源管理の状況や漁場の活用状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられた。

(漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項)

- また、知事は、漁業権者から受けた報告について、意見を付して、1年に1回以上、海区漁業調整委員会に対し、報告するものとされている。

(漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項)

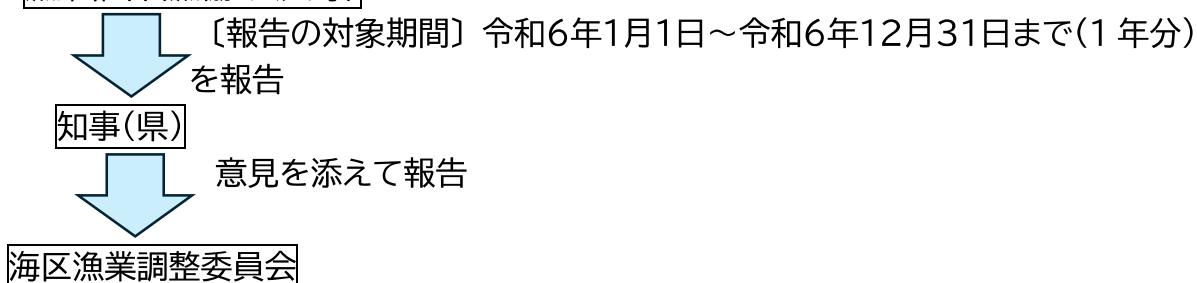
3. 報告事項(漁業法第90条第1項の農林水産省令で定める事項)

- 漁業権の種類及び免許番号
- 報告の対象となる期間
- 資源管理に関する取組の実施状況
- 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- その他必要な事項

4. 報告の流れ

【報告の流れ】

漁業権者(漁協・法人等)



＜参考＞ 関係法令等

漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 漁業権の種類及び免許番号

(2) 報告の対象となる期間

(3) 資源管理に関する取組の実施状況

(4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

(5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

(6) その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

海面利用制度等に関するガイドライン

第 4 漁業権

2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

(1) 資源管理の状況

① 漁業関係法令の遵守状況

② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

④ 第 5 種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

① 操業日数

② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

① 養殖施設数

② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額

③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数

② 養殖業の種類ごとの養殖施設数

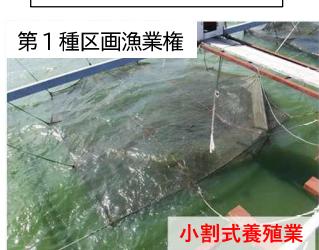
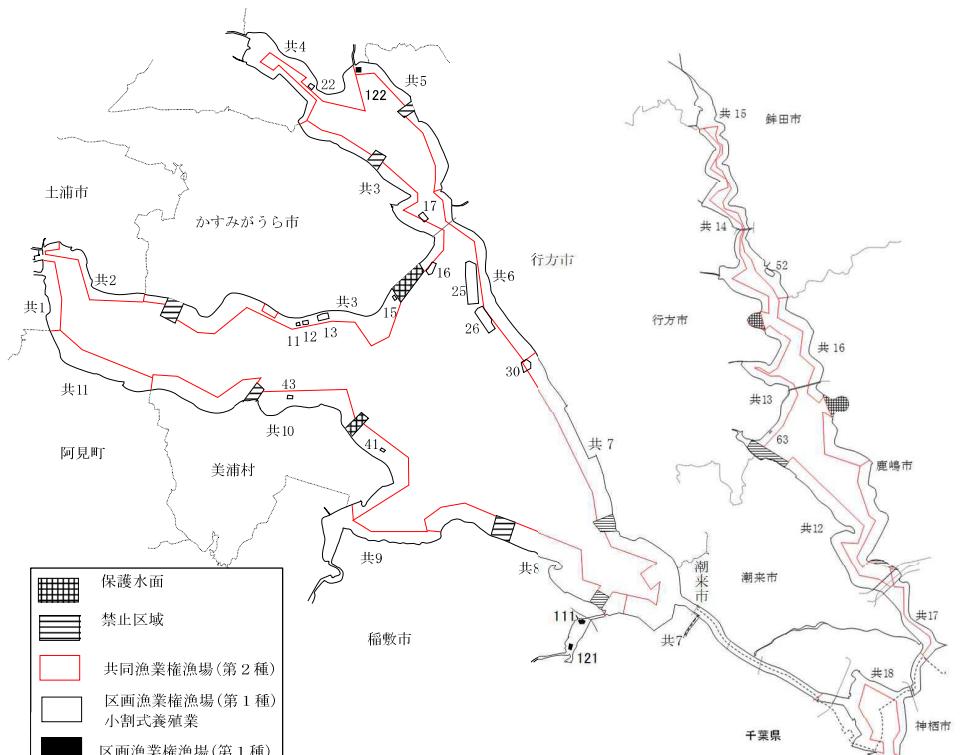
③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額

④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況

⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

霞ヶ浦北浦海区の漁業権概要(R6.1.1～R6.12.31)



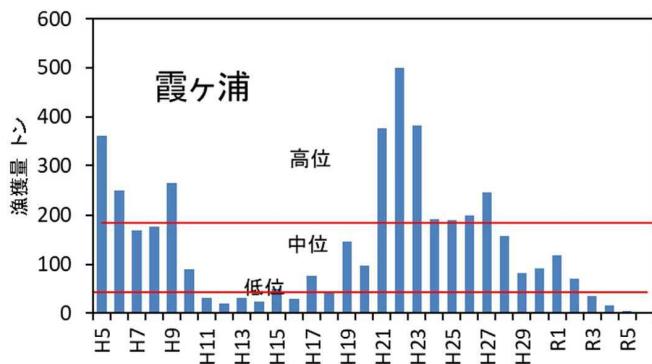
許可番号	漁業種類	漁業権者
霞北区第11号		
※霞北区第12号		
霞北区第13号		
霞北区第15号		
霞北区第16号		
霞北区第17号		
霞北区第22号	第1種区画 (小割式養殖業)	
霞北区第25号		
霞北区第26号		
霞北区第30号		霞ヶ浦漁協
※霞北区第41号		麻生漁協
※霞北区第43号		霞ヶ浦漁協
霞北区第52号		きたうら広域漁協
霞北区第63号		
霞北区第111号	第1種区画 (真珠養殖業)	戸田真珠㈱、清和真珠㈱、 大湖真珠㈱
霞北区第121号		柳瀬パール㈱
霞北区第122号		渡辺 章
霞北共第1号		
霞北共第2号		
霞北共第3号		
霞北共第4号		
霞北共第5号		
霞北共第6号		
霞北共第7号		
霞北共第8号		霞ヶ浦漁協、麻生漁協
霞北共第9号		
霞北共第10号		
霞北共第11号		
霞北共第12号		霞ヶ浦漁協
霞北共第13号		
霞北共第14号		
霞北共第15号		
霞北共第16号		
霞北共第17号		きたうら広域漁協
霞北共第18号		潮来漁協、常陸川漁協

※令和7年12月現在、当該漁場には漁業権の設定なし。

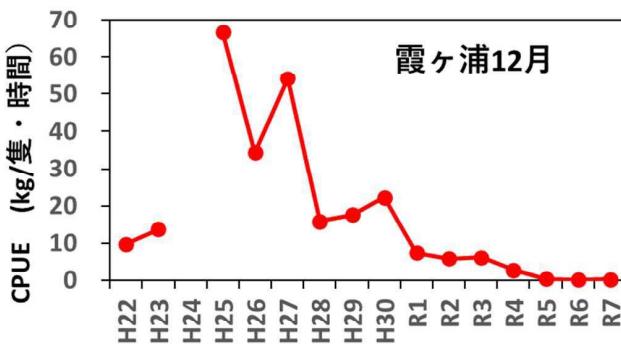
●主要魚種の資源状況について

ワカサギ（霞ヶ浦）

漁獲量：R2年以降急激に減少
R6年は0トン（農林統計速報値）
と過去最低



12月の親の量：R1年以降低水準
R7年はR6年よりやや増加

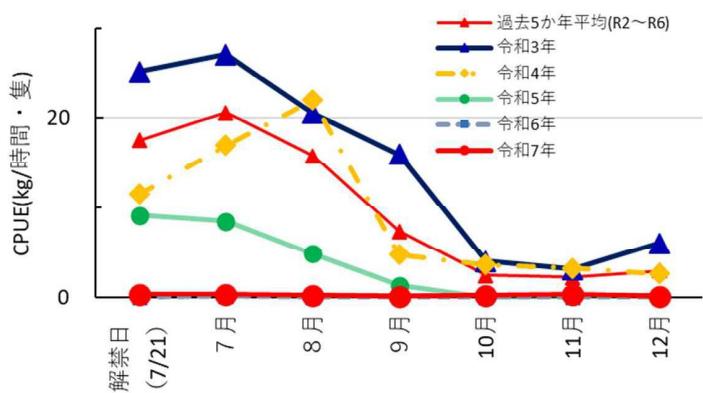


資料4

令和8年1月14日 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
茨城県水産試験場内水面支場

R7年月別漁模様：

R7年は解禁当初からほとんど漁獲されない状況が続く

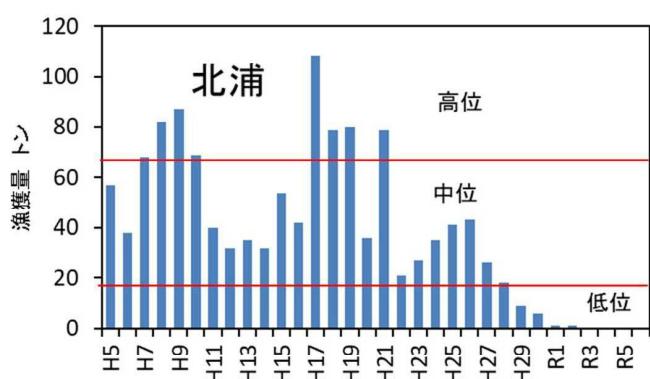


【最近の不漁の要因】

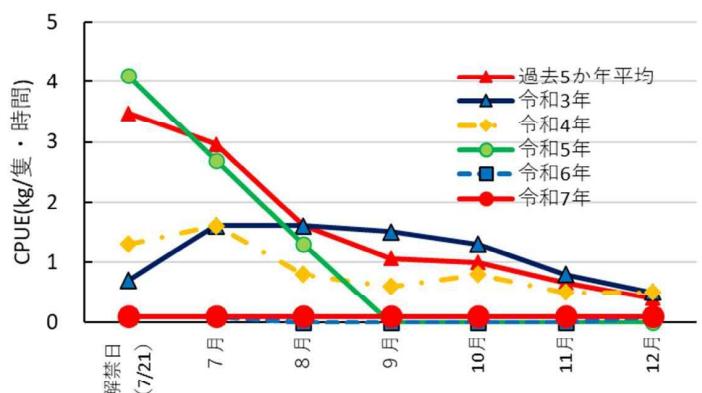
- ・R1年以降の夏季高水温の影響で、ワカサギが減少。
- ・親が少なくなり、生まれる子の資源が減少。
- ・この悪循環が続いている。

ワカサギ（北浦）

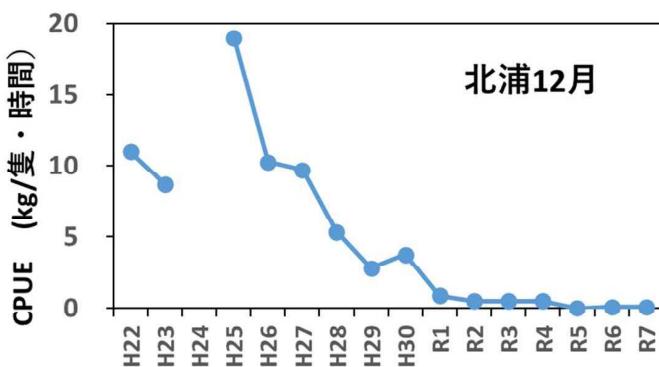
漁獲量：H27年以降減少
R1年以降急激に減少



R7年月別漁模様：
R7年も解禁以降低水準



12月の親の量：R1年以降、極めて低水準

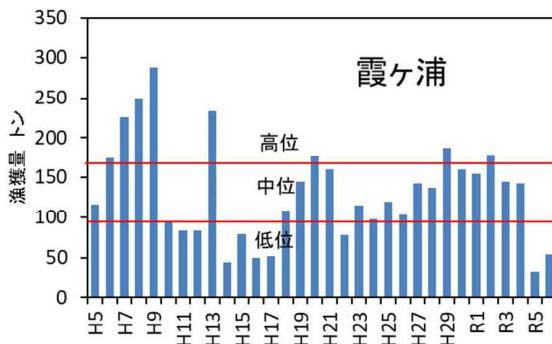


【最近の不漁の要因】

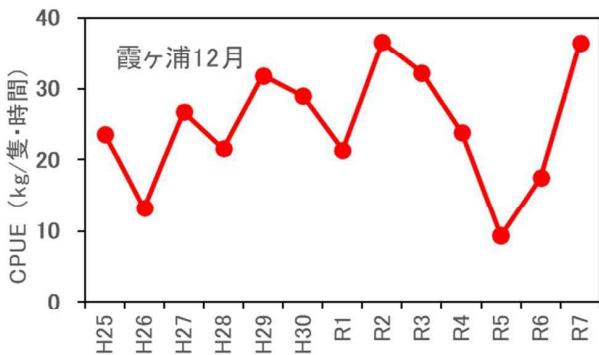
- ・R1年以降の夏季高水温の影響で、ワカサギが減少。
- ・親が少なくなり、生まれる子の資源が減少。
- ・この悪循環が続いている。

シラウオ（霞ヶ浦）

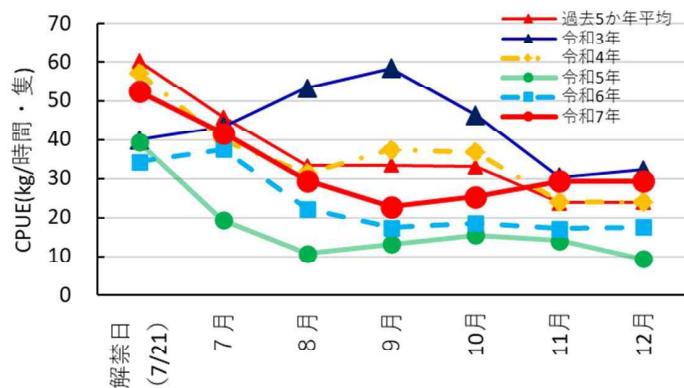
漁獲量：最近は150トン前後で推移
 R5年は32トンに減少、
 R6年は54トン
 R7年はR4年以前並に



12月の親の量：R3年以降減少傾向
 だったがR7年は36kg/隻・時間に増加



R7年月別漁模様：
 R7年はR4年程度の水準に戻る



【R7年の評価】

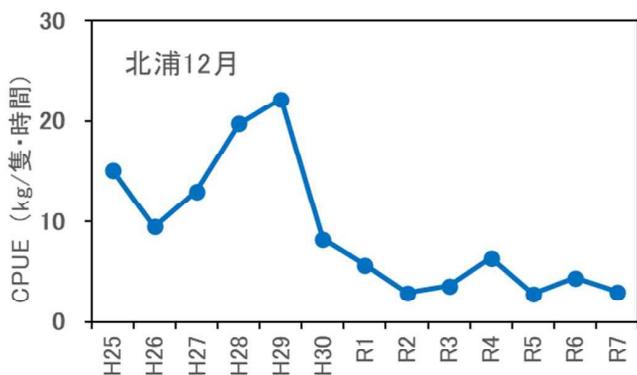
- CPUEの傾向はR4年までの水準に戻る。
- 12月のCPUEは過去5年の中で高い水準。
- 漁獲量はR4年以前同水準の100トンを超えると予想される。

シラウオ（北浦）

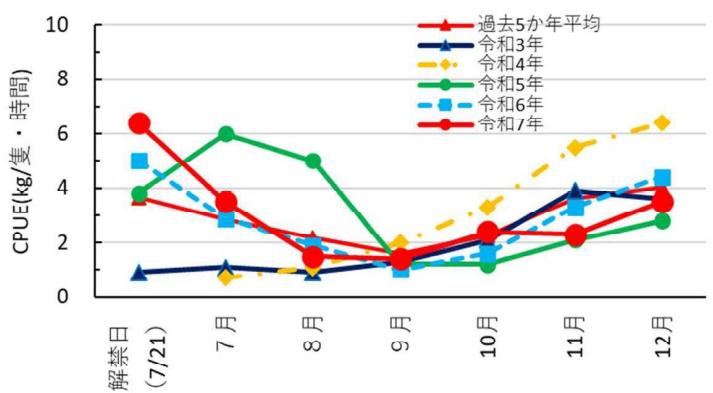
漁獲量：H30年以降減少
R1年以降低水準10トン未満



12月の親の量：H30年以降低水準

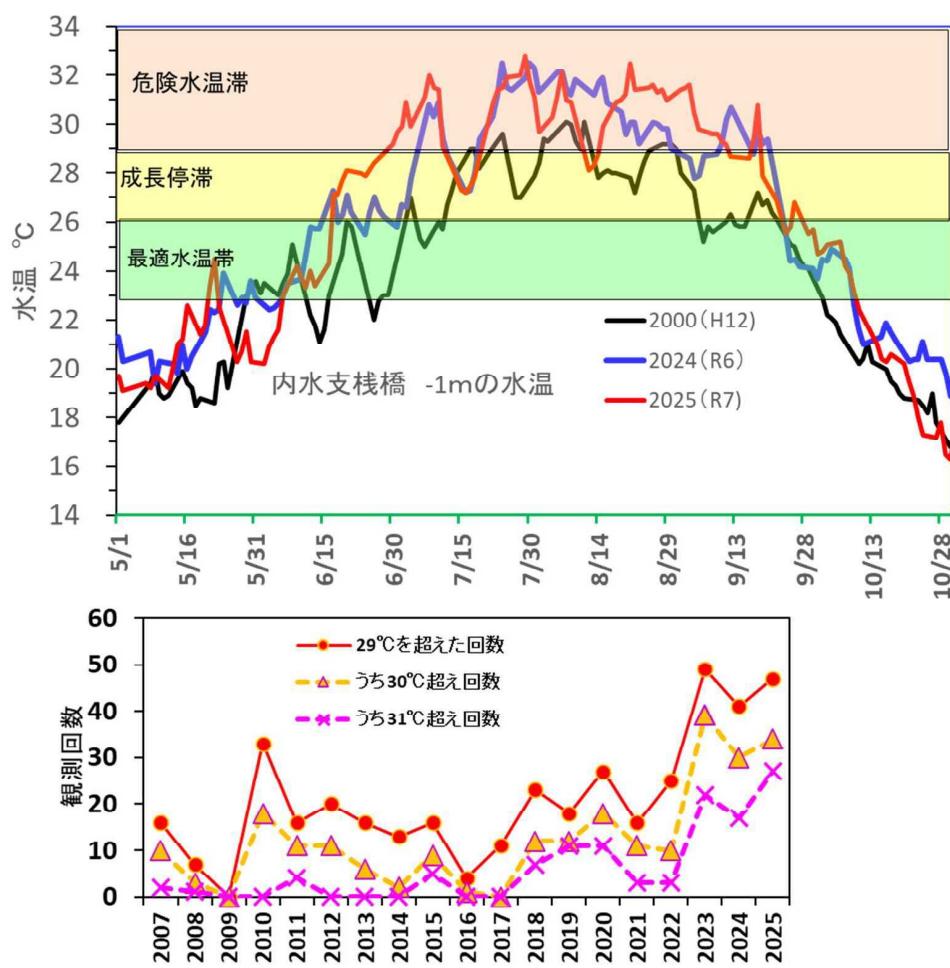


R7年月別漁模様：
前年とほぼ同じ低水準が継続

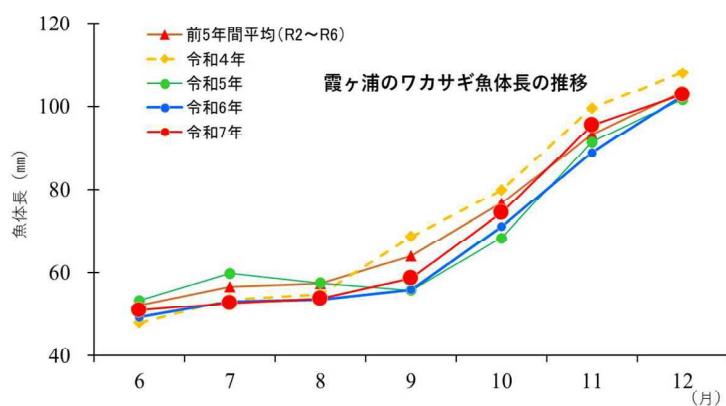


親資源量が少なくなっているため、回復には時間がかかると考えられる。

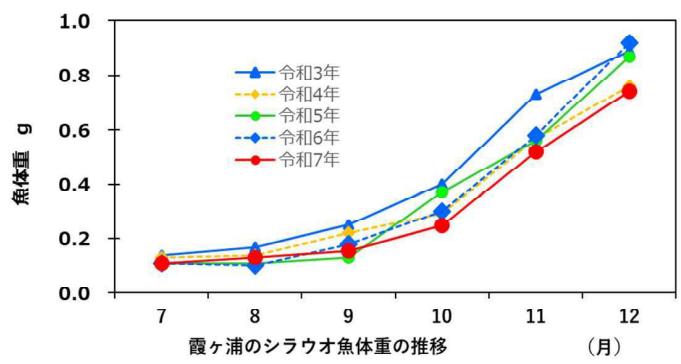
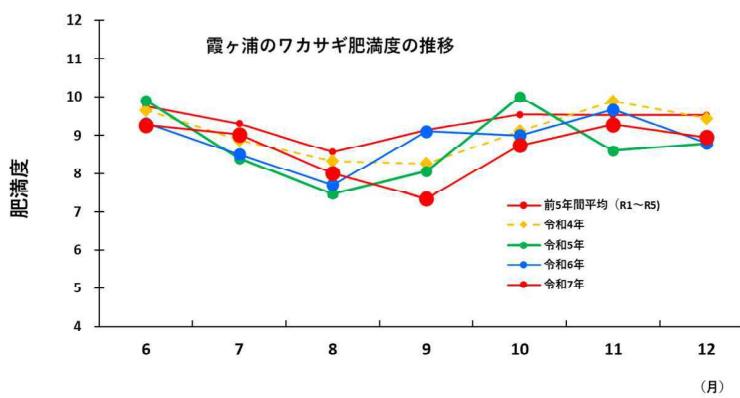
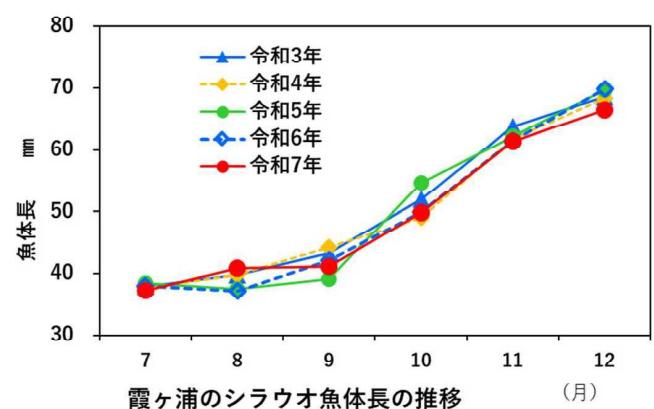
霞ヶ浦における夏季の水温



ワカサギの成長 (霞ヶ浦)

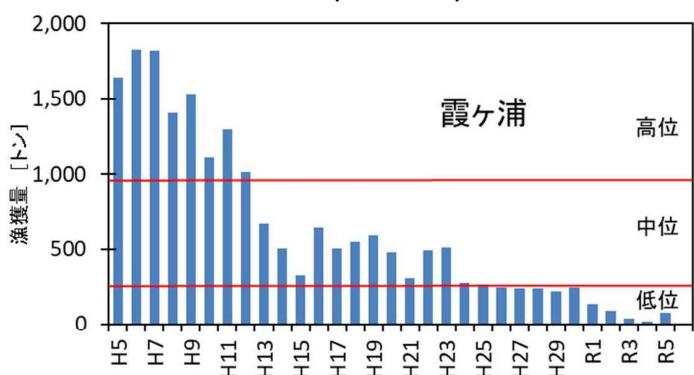


シラウオの成長 (霞ヶ浦)

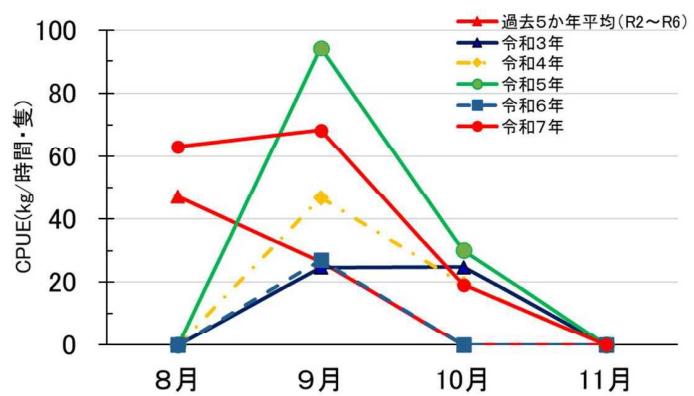


テナガエビ（霞ヶ浦）

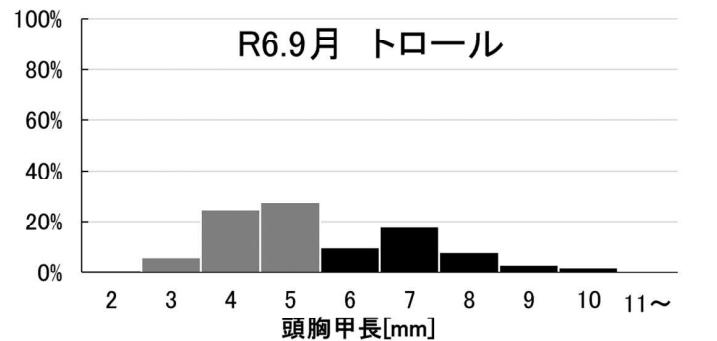
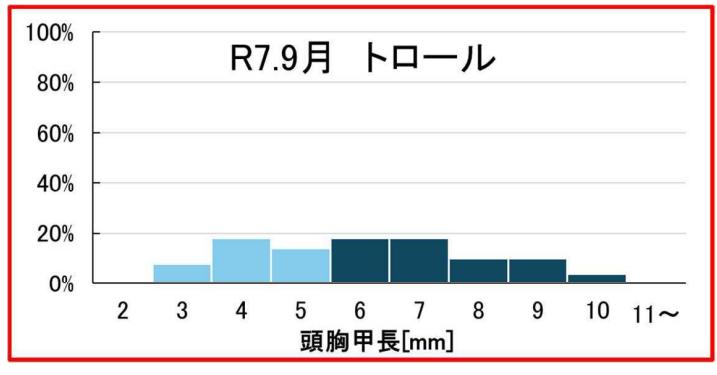
漁獲量：R1年以降急激に減少
R6年は2t(速報値)と過去最低



R7年月別漁模様：R5年に次ぐ高いCPUE



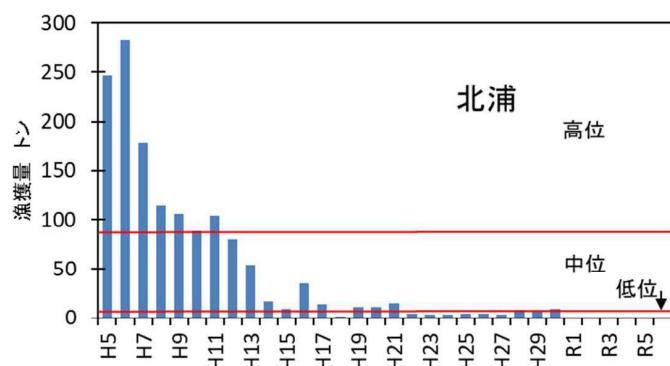
前年とのサイズ比較



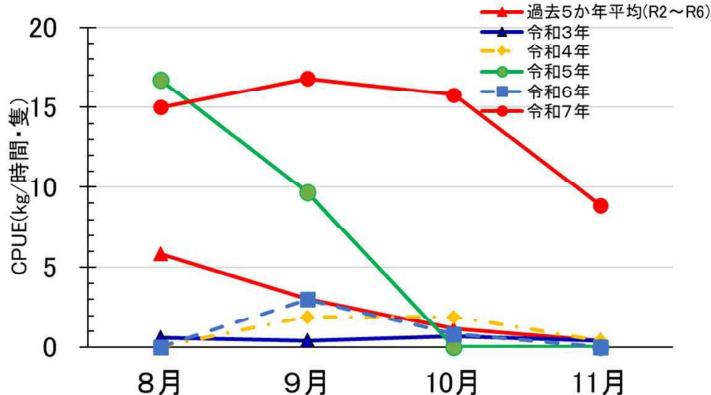
- ・R7年9月の漁獲エビは、約4割が頭胸甲長6mm未満の稚エビサイズだった。
- ・昨年同時期のエビは約6割が稚エビサイズであり、昨年よりも成長が早かったものとみられる。

テナガエビ（北浦）

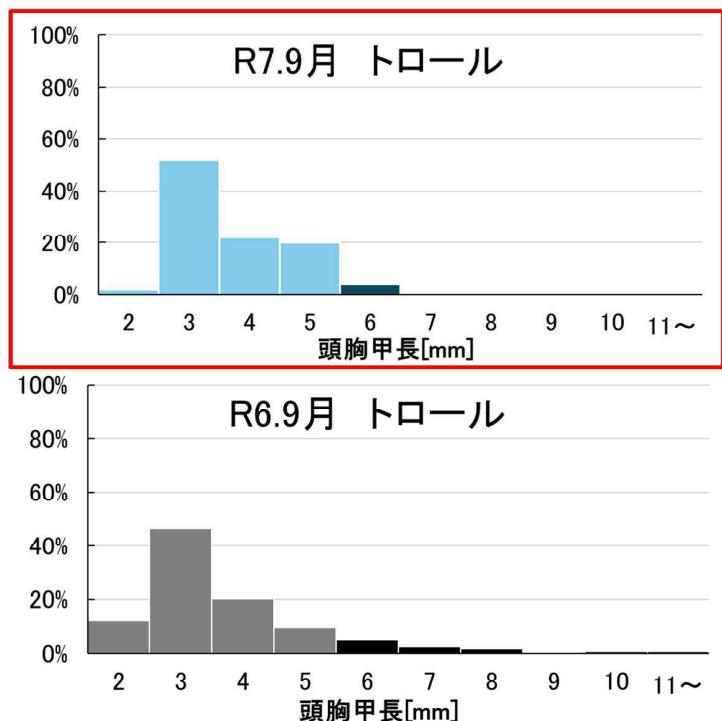
漁獲量：H22年からH30年は4～10トン
R1年以降0トンが続く



R7年月別漁模様：
8月はR5年と同程度、9月以降はR5年超え



前年とのサイズ比較



- ・R7年9月の沖の漁獲エビは9割以上が頭胸甲長6mm未満の稚エビサイズだった。
- ・昨年同時期のエビに比べ稚エビサイズの割合が高かった一方、頭胸甲長2mm台の割合が低いことから成長は早いとみられる。

令和7年度 ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について

霞ヶ浦北浦水産事務所

霞ヶ浦地区		
1 許可対象者	霞ヶ浦漁業協同組合	麻生漁業協同組合
2 目的	ワカサギ人工ふ化放流事業	同左
3 採捕従事者	組合員	同左
4 採捕場所	同漁協のうち8支部の地先 (土浦、かすみがうら市、小美玉、 玉造、稻敷、古渡、美浦、阿見町)	同漁協の地先
5 漁法	建網漁業のうち「ます網漁業(張網漁業)」	
6 使用漁具の統数	70ヶ統以内	4ヶ統以内
7 採捕の数量	ワカサギ及びその他の魚類 合計 5,000kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類 合計 250kg 以内
8 採卵目標数量	1億粒	4,000万粒
9 採捕期間	令和8年1月21日から令和8年2月28日まで	
10 採捕魚の取扱い	<p>採捕したワカサギは採卵に供するものとする。親魚及び受精卵が少ない場合、各漁協の協力を得て、内水面支場での飼育試験に用いる場合がある。廃魚※は廃棄処分並びに試験研究及び教育実習に無償提供する場合を除き、漁業協同組合の責任において冷蔵庫に保管するなど許可期間中はこれを販売しない。</p> <p>ただし、一部の廃魚については、漁業協同組合管理のもと、漁協作成の証票を貼付するなどの取組を条件として、共同出荷・販売等を行うことができる」ととする。</p> <p>※ (1) 採卵、採精後のもの (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの</p>	
11 備考	・採卵及びふ化放流は許可対象者が行い、必要に応じて水産試験場内水面支場が技術指導を行う。	

令和7年度ワカサギ人工ふ化放流事業実施に伴う特別採捕許可について

第1 趣旨

ワカサギの増殖を図ることを目的とした、「人工ふ化放流事業」の実施に係る特別採捕許可

第2 許可対象

霞ヶ浦北浦海区において第2種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合

第3 適用を除外する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 第33条(採捕禁止期間)、第38条(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第4 採捕する水産動植物の種類及び数量

ワカサギ、その他の魚類 (数量は各漁業協同組合の申請数量以内)

第5 採捕の期間

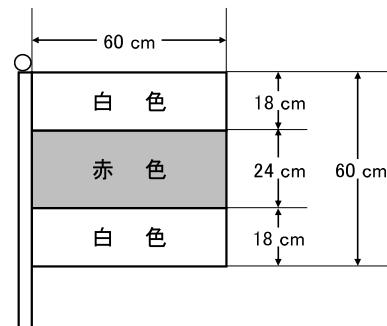
令和8年1月21日から同年2月28日まで

第6 採捕の区域

申請漁業協同組合に帰属する第2種共同漁業権漁場内

【別記様式】

(特採標旗)



第7 使用する漁具及び漁法

張網 (漁具数は各漁業協同組合の申請数量)

第8 採捕に従事する者の氏名及び住所

各漁業協同組合から事業参加者として申請のあった者

第9 使用する船舶

各漁業協同組合から申請のあった船舶

第10 許可の有効期間

許可の日から令和8年2月28日まで

第11 許可の条件

- (1) 採捕を行うときは、別記様式の「特採標識(標旗)」を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証に記載された採捕に従事する者が記載された船舶に乗船し、採捕しなければならない。
- (3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。
- (4) 採捕した水産動植物は、販売してはならない。ただし、採捕したワカサギのうち、漁業協同組合が実施する種卵及び廃魚の販売を除く。
- (5) 採捕及び採捕した漁獲物の処理(保管を含む)については、知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。

第12 特採許可の取消等

特別採捕許可に関して違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を制限し、又は取り消すことがある。

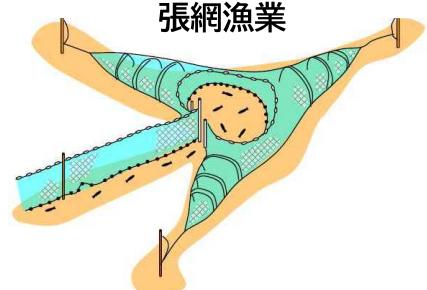
ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について

霞ヶ浦北浦水産事務所

1. 特別採捕許可について

ワカサギの採捕禁止期間(産卵期:1月21日～2月末)に漁業協同組合が人工ふ化放流事業の一環として行う、ワカサギ親魚の採捕について、特別採捕許可を発給するものである。

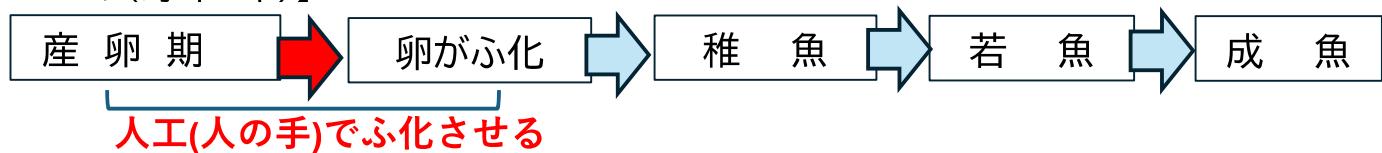
ワカサギの採捕禁止期間



2. ワカサギ人工ふ化放流事業について

ワカサギ資源の維持・増大を図るために、漁業者がワカサギ産卵親魚を採捕し、採卵から、受精・放流までを行っている。なお、平成30年度から、従来の手搾りによる方法(搾出法)に加え、水槽内での自然産卵法による採卵も実施している。

【ワカサギ(寿命1年)】

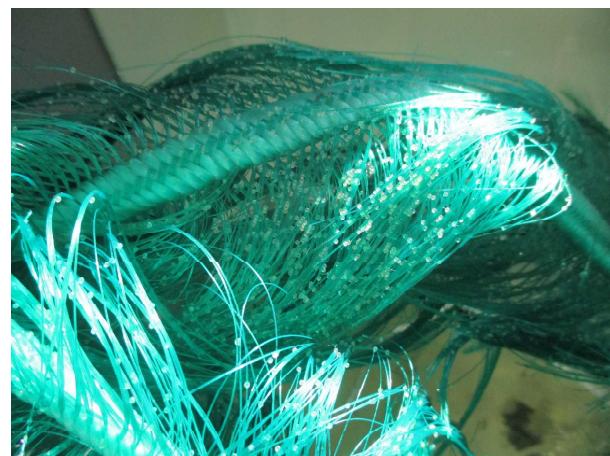


<人工ふ化の流れ>

(1) 自然採卵法



① 水槽に親魚を投入します。



② 水槽に入れたキンラン（産卵床）に受精卵が付着します。



③ 受精卵の付いたキンランを樽（水やエアレーションを含む）に入れて移送します。



④ キンランを船溜まりに設置します。

(2)手搾りによる方法(搾出法)



① ワカサギ卵の受精

雌雄選別したワカサギから、精子と卵を同時に絞り出し、受精卵をつくります。



②ー 1 受精卵の付着

シュロ枠（木の枠に植物の繊維を付けたもの）に受精卵を付けていきます。



②ー 2 シュロに付着したワカサギの受精卵



③ー 1 シュロ枠を船溜まりへ投入

シュロ枠は束ねて船溜まりに入れ、ふ化を待ちます。



③ー 2 シュロ枠を入れる場所には、卵やふ化した稚魚が捕食されないよう網で仕切りをしています。

ワカサギ廃魚の取扱要領

平成 29 年 1 月 20 日
霞ヶ浦北浦水産事務所

特別採捕許可に基づくワカサギ人工ふ化事業における廃魚の取り扱いについて、本要領のとおり定める。

1. 廃魚の認定基準

次のいずれかとする。

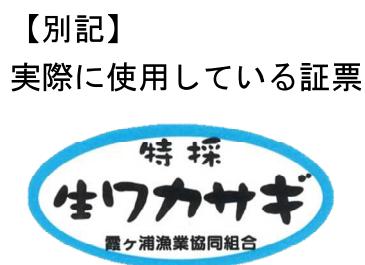
- (1) 採卵、採精後のもの。
- (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの。
- (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの。

2. 取扱責任者の設置等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚を販売しようとする場合には、取扱責任者を設置しなければならない。
- (2) (1) を設置した場合は、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長あて報告しなければならない。
- (3) 取扱責任者は、本要領に基づき廃魚の認定を行う。

3. 廃魚の販売等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚の販売を行おうとする場合には、団体名称及び特別採捕許可で採捕されたワカサギであることを内容とする証票（別記参照）を作成し、これを付すること。
- (2) (1) の証票は、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 廃魚の認定が無いワカサギを販売してはならない。



令和6年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所

1. 採卵実施期間

霞ヶ浦地区：霞ヶ浦漁協 1/20～2/10 麻生漁協 1/24～2/14

北浦地区：きたうら広域漁協 1/24～2/17

2. 令和6年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果

組合名	採捕回数 (延べ)	採捕個体数(尾)				シユロ 枚数 (枚)	キンラン 数(本)	分離卵数 (万粒)	合計 卵数 (万粒)
		オス	メス	未判別	計				
霞ヶ浦漁協	17	519	84	0	603	7	100	0	5
土浦支部									
かすみがうら市支部									
小美玉支部									
玉造支部									
阿見町支部									
美浦村・古渡支部									
稻敷支部									
<自然採卵施設>		17	519	84	0	603	7	100	0
麻生漁協	5	32	13	0	45	—	—	—	—
霞ヶ浦 計	22	551	97	0	648	7	100	0	5
きたうら広域漁協	9	31	10	—	41	0	12	0	2
大和支部	5	8	10	—	18	—	—	—	—
北浦支部	4	23	0	—	23	—	—	—	—
北浦 計	9	33	8	—	41	0	12	0	2
合 計	31	584	105	0	689	7	112	0	7

注1) 1/21～2/17は特別採捕許可による。

3. 令和元年～令和6年度の採卵計画と実績

組合名	年度	採捕回数 (延べ)	ワカサギ採捕数量(kg)					採卵計画 (万粒)	採卵実績 (万粒)	実績/計画 (%)
			オス	メス 成熟	メス 未熟	未判別	計			
霞ヶ浦漁協	R1	26	43.9	13.7	74.5	207.2	339.3	33,100	18,806	57%
	R2	32	18.3	6.0	2.6	250.3	277.2	33,100	12,040	36%
	R3	14	4.6	5.1	0.7	126.2	136.6	34,600	11,918	34%
	R4	12	11.8	9.3	2.5	169.0	192.6	33,100	7,544	23%
	R5	5	未選別				6.6	32,600	260	1%
	R6	17	5.5	1.0	—	0.0	6.5	10,000	5	0.05%
麻生漁協	R1	2	7.5	3.5	0.5	—	11.5	4,950	2,667	54%
	R2	2	9.0	4.0	0.0	—	13.0	4,950	3,400	69%
	R3	2	5.0	6.0	0.8	—	11.8	4,950	3,000	61%
	R4	2	2.0	4.0	0.9	—	6.9	4,950	2,500	51%
	R5	5	0.08	0.02	0.00	—	0.1	4,950	0	0%
	R6	5	0.5	0.2	—	0.0	0.7	4,000	—	—
きたうら広域漁協	R1	6	8.7	3.1	1.3	—	13.1	8,000	3,697	46%
	R2	6	21.7	4.0	2.7	—	28.4	8,000	4,831	60%
	R3	6	13.6	4.9	2.9	—	21.4	8,000	4,245	53%
	R4	6	22.6	4.8	1.9	—	29.3	8,000	3,582	45%
	R5	4	0.10	0.05	0.00	—	0.2	8,000	0	0%
	R6	9	0.3	0.1	—	0.0	0.4	6,000	2	0.03%

ワカサギ採捕禁止期間中における 張網操業試験に係る特別採捕許可について

霞ヶ浦北浦水産事務所

今般、霞ヶ浦漁協から下記の通り、ワカサギ採捕禁止期間中における張網操業試験に係る特別採捕許可申請があつた。

申請内容は、ワカサギ採捕禁止期間中における張網操業の可能性等を検証するものであり、霞ヶ浦北浦の漁業生産力の発展に資すると考えられるため、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 41 条第 1 項の規定及び「霞ヶ浦北浦海区における試験研究機関等の特別採捕許可の取扱方針」に基づき、下記のとおり許可をするにあたり、報告を行うもの。

記

1. 許可申請者

行方市玉造甲 1560-6

霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄

2. 試験の目的

主要資源の減少に伴い漁業経営が厳しさを増す中、張網の操業においてワカサギの混獲を避けることができれば、現在、組合の漁業権行使規則において禁止しているワカサギ禁漁期間（県漁業調整規則：1月 21 日から 2月末日まで）における張網操業が可能となることから、実証試験として、ワカサギ禁漁期間に、目合いを工夫してワカサギを選択的に逃避させる張網等を用いた試験操業を計画する。

また、近年のワカサギ人工ふ化事業において、ワカサギ親魚がアメリカナマズ等により張網入網後等に食害を受けている様子が多数確認されていることから、副次的に、アメリカナマズ等を選択的に漁獲できる張網の漁具・漁法を確立することで、産卵期のワカサギへのアメリカナマズ等の食害軽減を通じて、ワカサギ資源の保護に寄与することも目的とする。

さらに、試験で採捕したアメリカナマズ等の未利用魚の食用利用、飼料利用等の可能性を探ることで経済性と今後の利活用についても検討する。

3. 許可しようとする内容

別添のとおり

関係法令等

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
わかさぎ	1月21日から2月末日まで及び5月1日から7月20日まで
以下、略	以下、略

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第35条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

（1） 略

（2） わかさぎさし網（網の目合 1.08 センチメートル以上（網の節数 29 節以下）3.03 センチメートル以下（網の節数 11 節以上）の網地を使用するさし網をいう。）

（3）～（9） 略

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第38条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

（1） 竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。）

（2） たも網及び叉さ手網（船を使用しないものに限る。）

（3） 投網（船を使用しないものに限る。）

（4） やす及びは具（船を使用しないものに限る。）

（5） 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

（1） 漁業者が漁業を営む場合

（2） 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

霞ヶ浦漁業協同組合 霞北第5号第2種共同漁業権行使規則（抜粋）

（禁止期間）

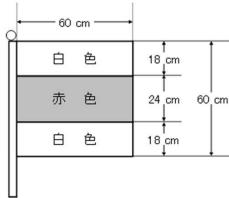
第9条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間はこれを営んではならない。

漁業の名称	禁止期間
大型雑魚張網漁業	1月21日から2月末日まで
小型雑魚張網漁業	同 上

別添

ワカサギ採捕禁止期間中における張網操業試験に係る特別採捕許可の内容

項目	内容	備考
許可対象	霞ヶ浦漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 申請者
適用を除外する事項	茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 第33条（禁止期間） わかさぎ：1/21～2/末、5/1～7/20 第38条（遊漁者等の漁具漁法の制限） 漁業者が漁業を営むため以外に水産動植物を採捕する漁法は、竿釣、たも網、船舶を使用しない投網、やす、徒手採捕など一部の漁法に限られている。	<ul style="list-style-type: none"> ワカサギを混獲するおそれがあるため。 除外規定（漁業者が漁業を営むため）に該当しないため。
採捕する水産動植物の種類及び数量	アメリカナマズ、その他水産動植物 10,000kg 以内	
採捕の区域	霞北共第5号漁業権漁場の区域内（小美玉市小川地先～行方市浜地先）5箇所以内	<ul style="list-style-type: none"> 申請者自らに免許された漁業権漁場内
使用する漁具及び漁法	建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）による漁法。 <u>ただし、袋網の目合いが3.37センチメートル以上（10節以下）のものとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ワカサギの混獲を防止するため 【参考】わかさぎさし網（禁止漁具）：目合1.08cm以上（網の節数29節以下）3.03cm以下（網の節数11節以上）
使用する漁具の統数	合計5ヶ統以内	
許可の期間	令和8年1月21日から令和8年2月28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ワカサギ採捕禁止期間（県漁業調整規則） 張網操業禁止期間（漁業権行使規則）
許可の条件	(1) 採捕を行うときは、別記様式の「特採標識（標旗）」を見やすい場所に掲揚しなければならない。 (2) 採捕を行うときは、許可証に記載された採捕に従事する者が記載された船舶に乗船し、採捕しなければならない。 (3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。 (4) 知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。 (5) 採捕した水産動植物は販売してはならない。（ <u>種苗供給及び試験操業の場合は、この限りではない。</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> アメリカナマズ等を試験的に販売する（経済性の検証）。 →試験操業
許可の取消等	特別採捕許可に関して違反行為があったとき又は、漁業調整上、資源保護上の理由から知事が必要と判断した場合には、この許可を全部又は一部を制限し、又は取り消すことがある。	



【別記様式】 特採標識

使用する張網漁具について

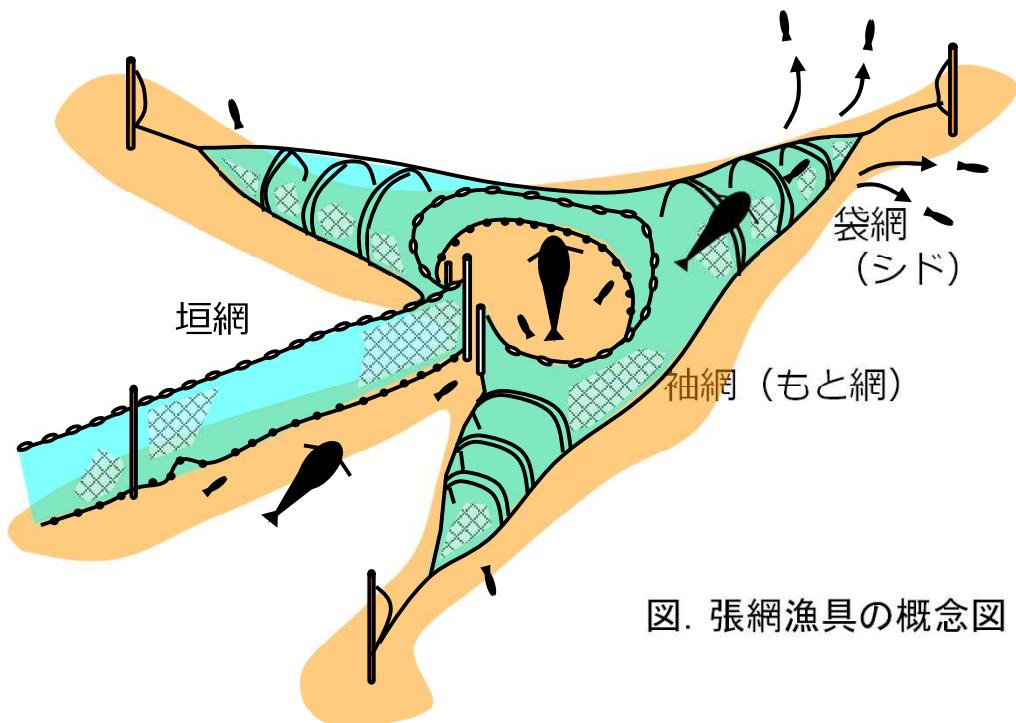


図. 張網漁具の概念図

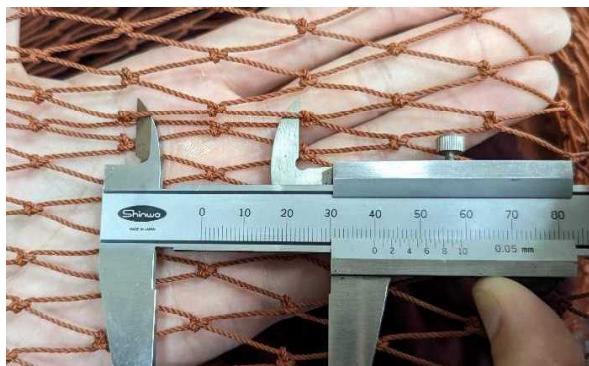


写真1 目合い8節(約4.3cm)の網



写真2 目合い6節(約6.1cm)の網

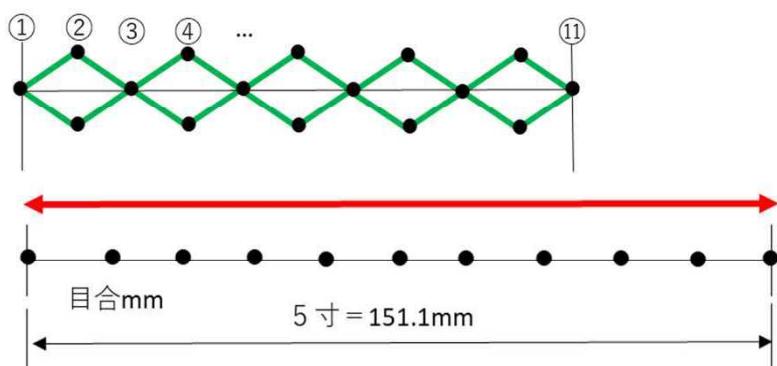
※使用する袋網の目合いは、3.37センチメートル以上(10節以下)とする。

【参考】わかさぎさし網(禁止漁具)の網の目合:

1.08センチメートル以上(網の節数29節以下)3.03センチメートル以下(網の節数11節以上)、県規則第35条

【参考】

目合(節数) … 網を引き延ばした状態で、151.5mm(5寸)の間にある結束の数。



ワカサギ採捕禁止期間中における張網操業試験結果について

霞ヶ浦北浦水産事務所

○目的

張網の操業においてワカサギの混獲を避けることができれば、ワカサギ禁漁期間における張網操業が可能となることから、実証試験として、ワカサギ禁漁期間に、目合いを工夫してワカサギを選択的に逃避させる張網を用いた試験操業を計画する。

また、アメリカナマズ等を選択的に漁獲できる張網の漁具・漁法を確立することで、産卵期のワカサギへのアメリカナマズ等の食害軽減を通じて、ワカサギ資源の保護に寄与することも目的とする。

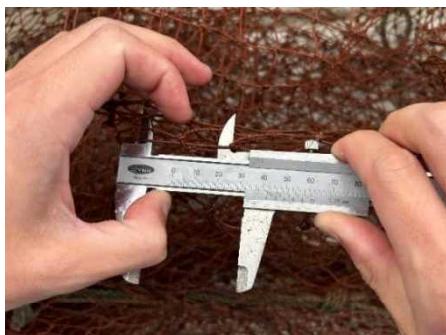
さらに、試験で採捕したアメリカナマズ等の未利用魚の食用利用、飼料利用等の可能性を探ることで経済性と今後の利活用についても検討する。

○結果

(単位 : kg)

	実施日	アメリカナマズ大 (30cm 以上)	アメリカナマズ小 (30cm 未満)	ワカサギ	その他
1回目	2月3日	10	5	0	5
2回目	2月18日	0	15	0	5
3回目	2月20日	33	8	0	0
4回目	2月21日	0	2.2	0	0.5
5回目	2月24日	9.3	3.8	0	5
6回目	2月25日	1.4	0	0	1.6
7回目	2月27日	6	17.5	0	10.3
8回目	2月28日	8	2.2	0	0
合計		67.7	53.7	0	27.4

※その他魚類はハクレン、ダントウボウ、スズキ、コイ、フナ、ニゴイ、モクズガニ等。



目合確認(目合約 4 cm)



2月18日漁獲物(アメリカナマズ)

1. アメリカナマズの漁模様と利活用

アメリカナマズは大サイズを 67.7kg、小サイズを 53.7kg 採捕。併せて食用出荷試験等も行っており、この時期の操業も漁業として成立する可能性がある。また、小型魚の間引き(駆除)効果にも期待ができる。

2. ワカサギの混獲回避

ワカサギの混獲(採捕)はなかったが、同時期のワカサギ人工ふ化放流事業においてもワカサギの採捕が極めて少なかったことから、目合の違いによるワカサギの混獲回避効果は断定できなかった。なお、ワカサギ以外の小型魚の採捕もなかったことから、目合いの工夫が有効である可能性はある。→今後の試験実施については、関係者の意向を確認し、改めて検討していく。